

「警備員等の検定等に関する規則」に基づく検定合格警備員の配置が必要な路線の変更について（平成28年4月1日施行）

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第2条で規定する福島県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務(平成18年福島県公安委員会告示第41号)については、県内の交通環境や諸情勢の変化により見直した結果、平成27年福島県公安委員会告示第56号のとおり変更となります(平成28年4月1日施行)。

(福島県公安委員会告示第56号 平成27年10月6日付け福島県報第2734号に連載)

【 検定合格警備員の配置が必要な路線について 】

平成28年4月1日から、福島県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認める交通誘導警備業務は、現行の5路線から、下表のとおり、25路線となります。

路 線	区 間
一般国道4号	福島県の全域
一般国道6号	福島県の全域
一般国道13号	福島県の全域
一般国道49号	福島県の全域
一般国道114号	福島県の全域
一般国道115号	福島県の全域
一般国道118号	福島県の全域
一般国道121号	福島県の全域
一般国道288号	福島県の全域
一般国道289号	福島県の全域
一般国道294号	福島県の全域
一般国道349号	福島県の全域
一般国道399号	福島県の全域(ただし、福島市飯坂町茂庭134林班い小班から福島市飯坂町茂庭134林班つ小班までの間を除く。)
一般国道459号	福島県の全域(ただし、喜多方市山都町及び耶麻郡西会津町を除く。)
県道福島飯坂線	福島県の全域
県道日立いわき線	福島県の全域
県道原町川俣線	福島県の全域
県道いわき石川線	福島県の全域
県道小名浜四倉線	福島県の全域
県道いわき上三坂小野線	福島県の全域
県道小名浜平線	福島県の全域
県道常磐勿来線	福島県の全域
県道会津若松裏磐梯線	福島県会津若松市の全域
県道河内郡山線	福島県の全域
県道須賀川二本松線	福島県の全域

当該路線において交通誘導警備業務を行う場合、その場所ごとに、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を、1人以上配置しなければなりません。